

「線引き情報」の提供と再就職あっせん規制との関係

国家公務員法第106条の2第1項の趣旨

現職の職員が、営利企業等に対し、他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを **目的** として、他の職員・職員OBに関する **情報** を提供することや、他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせるよう要求又は依頼を禁止する。

目的→ 「線引き情報」の提供は特定企業の地位に就かせる目的のものか？

||

情報→ 「線引き情報」は再就職のあっせんに利用できるものか？

「線引き情報」が行政文書であるか否かに関わらず、
その提供をもって再就職につながる蓋然性があるのか？

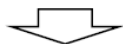
再就職等規制違反行為の調査・勧告手続の流れ (再就職等監視委員会が自ら行う調査の場合)

【委員会】

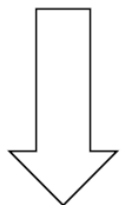
違反行為の疑いの把握
(§ 106の4⑨、§ 106の16)



調査開始の決定
(§ 106の20①)



調査の開始



調査の終了



任命権者への調査結果の報告
(§ 106の20③)



任命権者に対する懲戒処分その他の措置を行うべき旨の勧告
(任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認める場合)
(§ 106の21①)

【任命権者】

国土交通大臣より、航空局長と本田氏とのやりとり等について事実関係の調査申し入れ

任命権者の委員会調査への協力義務
(§ 106の20②)

勧告に係る措置の実施

勧告に係る措置についての委員会への報告
(§ 106の21②)